

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、当審査会に平成〇年〇月〇日付けの労働保険再審査請求書（以下「再審査請求書」という。）を提出し、当審査会は同月〇日これを受け付けた（以下この請求を「本件再審査請求」という。）。
- 2 再審査請求書には、「原処分のあったことを知った年月日」及び「決定をした労働者災害補償保険審査官の氏名」について、「不明」との記載があるのみなので、本件再審査請求の経緯が明らかでない。
- 3 ところで、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第38条第1項は、「保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に対して不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができる。」旨規定していることから、当審査会に対する再審査請求は、労災保険法による保険給付に関する決定についてのみすることができるものである。
- 4 本件についてこれを見ると、再審査請求書では、「原処分をした労働基準監督署長名」に関して「A労働基準監督署」との記載が認められることから、A労働基準監督署の審査請求を審理する労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対して、本件再審査請求に至る経緯等を照会したところ、請求人に対して平成〇年〇月〇日付けで却下の決定をしている旨の回答を得た。
- 5 一方で、請求人は再審査請求書において「決定書の謄本の送付を受けた年月日」に関して「平成〇年〇月〇日」と記載しているため、郵便事業株式会社発行の郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号〇号）を確認したところ、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であり、請求人が記載するような日付けに請求人あてに送達した審査官の決定は存在せず、原処分の特定ができない。
- 6 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、再審査の対象を特定しない不適

法なものであり、かつ、その性質上その欠陥を補正することはできないものであるので、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。